

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木県は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・住民基本台帳ネットワーク(以下「住基ネット」という。)において、都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき市町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、4情報(「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。
- ・住基ネットは専用回線を使用し、指定情報処理機関(地方公共団体システム機構(以下「機構」という。))が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDSによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証を行っているほか、汎用の通信プロトコル(SMTP、HTTP、FTP、Telnet等)は使用せず、独自のアプリケーションを用いる等、厳格な不正アクセス対策を講じている。また、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に住基法に基づく守秘義務を課し、操作者及びアクセス権限を限定し、システムの操作履歴を保存する等の対策を講じている。
- ・都道府県サーバは全都道府県分を1カ所(集約センター)に集約し、その運用・監視を機構に委託している。

評価実施機関名

栃木県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和2年5月25日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

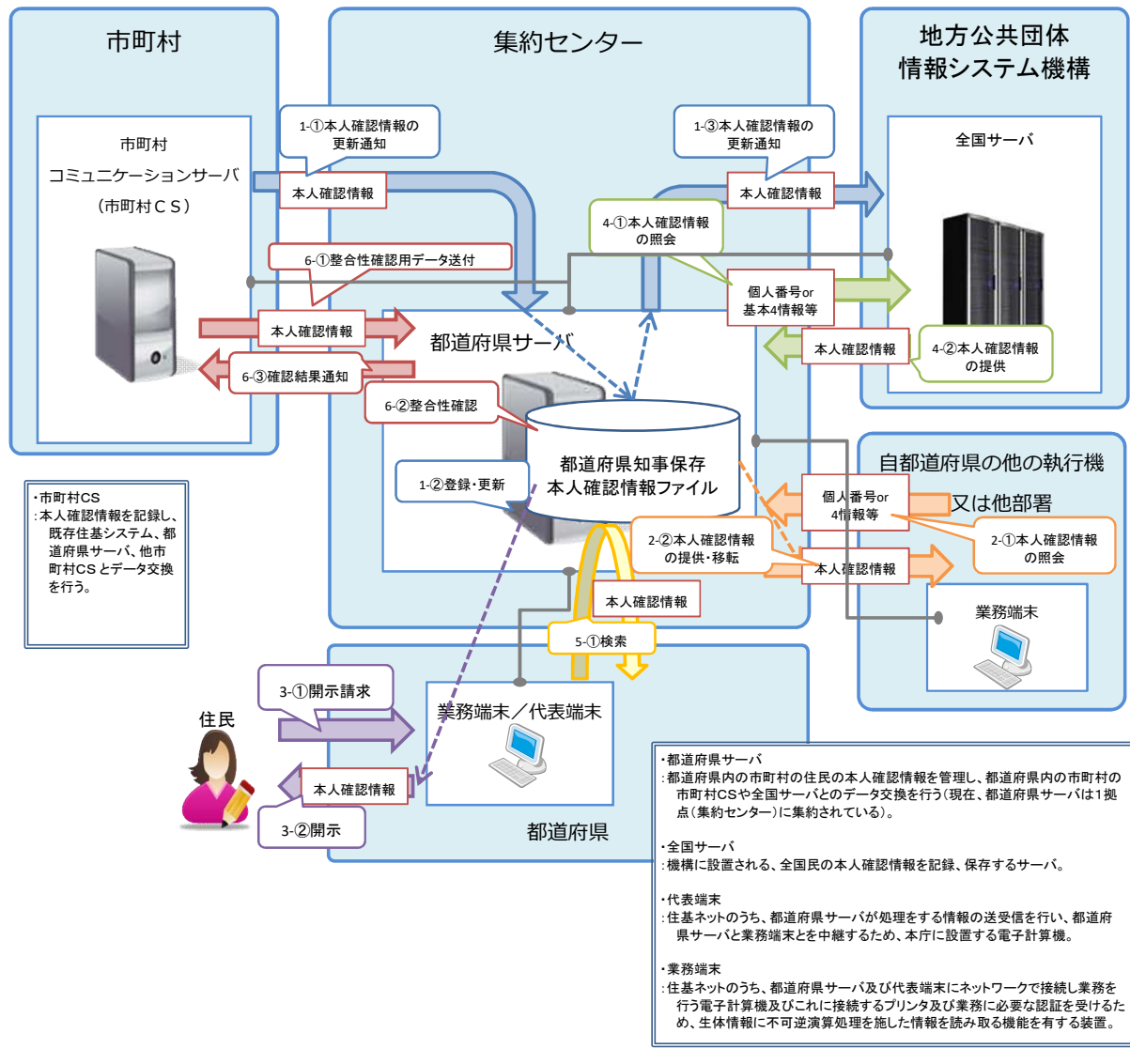
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務
②事務の内容 ※	<p>住基法は、市町村における住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う「住民基本台帳」（個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し作成される公簿）の制度を定め、住民の利便性の増進及び国・地方公共団体の行政の合理化に資することを目的としている。</p> <p>また、都道府県では市町村と共同し、住民基本台帳のネットワーク化を図り、市町村の区域を越えた全国共通の本人確認の仕組みである住基ネットを構築している。</p> <p>住基ネットにおいて、都道府県は、市町村が住民票の記載等を行った場合、当該住民票に係る個人番号を含む本人確認情報の通知を市町村から受け、都道府県サーバに当該本人確認情報を特定個人情報として保有することとなる。</p> <p>都道府県では、住基法の規定に基づき、特定個人情報（都道府県知事保存本人確認情報）を以下の事務で取り扱う。（別添1を参照）</p> <p>①本人確認情報の更新に関する事務 ②自都道府県の他の執行機関又は他部署への都道府県知事保存本人確認情報の提供・移転に関する事務 ③都道府県知事保存本人確認情報の開示に関する事務 ④機構保存本人確認情報の照会に関する事務 ⑤本人確認情報の検索に関する事務 ⑥都道府県知事保存本人確認情報の整合性確認に関する事務</p>
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住基ネットの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住基ネットの内の都道府県サーバ部分について記載する。
②システムの機能	<p>①本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CS（コミュニケーションサーバ）を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>②自都道府県の他の執行機関又は他部署への都道府県知事保存本人確認情報の提供・移転 自都道府県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号、4情報、住民票コードに対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。</p> <p>③都道府県知事保存本人確認情報の開示 住基法に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>④機構保存本人確認情報の照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>⑤本人確認情報の検索 4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイル又は機構保存本人確認情報を検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>⑥都道府県知事保存本人確認情報の整合性確認 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>都道府県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に掲げる必要性から取り扱う。</p> <p>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住基ネットに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。具体的には市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。</p> <p>②自都道府県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく都道府県知事保存本人確認情報の照会に基づき、当該情報を提供・移転する。</p> <p>③住民からの請求に基づき、当該個人に係る都道府県知事保存本人確認情報を開示する。</p> <p>④住基法に基づき機構に対して機構保存本人確認情報を照会する。</p> <p>⑤住基ネットに係る本人確認情報の管理、提供等に関する事務において、都道府県知事保存本人確認情報又は機構保存本人確認情報を検索する。</p> <p>⑥市町村において保存する本人確認情報と都道府県知事保存本人確認情報の整合性を確認する。</p>
②実現が期待されるメリット	<p>本人確認情報を利用することにより、これまで行政手続の際に提出が求められていた書類(住民票の写し等)の省略が図られ、住民の負担が軽減(各機関を訪問し、添付書類を入手する金銭的、時間的コストの節約)されることに加え、行政側においてもより正確な本人確認の実現や事務の省力化など行政運営の適正化・効率化につながるが見込まれる。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>○住基法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	—
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	栃木県総合政策部市町村課
②所属長の役職名	次長兼課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-① 市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。
- 1-② 都道府県サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③ 機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。

2. 自都道府県の他の執行機関又は他部署への都道府県知事保存本人確認情報の提供・移転

- 2-① 自都道府県の他の執行機関又は他部署において、住基法の規定に基づき個人番号、4情報又は住民票コードをキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
 - 2-② 都道府県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。
- ※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。
 ※自都道府県の他の執行機関又は他部署に対し、住基ネットに係る本人確認情報を一括して提供する場合(一括提供の方式(注1)により行う場合)には、自都道府県の他の執行機関又は他部署において、都道府県サーバの代表端末又は業務端末を操作し、媒体連携(注2)により行う。

(注1) 自都道府県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。

(注2) 一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。

3. 都道府県知事保存本人確認情報の開示に関する事務

- 3-① 住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
- 3-② 開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。

4. 機構保存本人確認情報の照会に関する事務

- 4-① 機構に対し、個人番号、4情報又は住民票コードをキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 4-② 機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

5. 本人確認情報の検索に関する事務

- 5-① 基本4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。

6. 本人確認情報整合

- 6-① 市町村CSから都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-② 都道府県サーバは、市町村CSから受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③ 都道府県サーバから市町村CSに対し、整合性確認結果を通知する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内(栃木県内)の住民(区域内のいずれかの市町村において、住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民を指し、住民基本台帳に記録されていた者で転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む)
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに区域内全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 → 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月
⑥事務担当部署	総合政策部市町村課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (市町村CSを通して入手する。)								
③入手の時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、都道府県知事保存本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。(都道府県知事(都道府県サーバ)は都道府県知事保存本人確認情報に係る変更又は新規作成に関する情報を市町村長(市町村CS)から住基ネットを通して自動的に入手する。)								
④入手に係る妥当性	住基法第30条の6の規定により、市町村長は住民票の記載、消除等を行ったときは、当該住民票の記載に係る本人確認情報を市町村長(市町村CS)から都道府県知事(都道府県サーバ)へ通知することとしており、入手は妥当である。								
⑤本人への明示	都道府県知事が当該市町村の区域内の住民の本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6に明示されている。								
⑥使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおいて区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。								
	<table border="1"> <tr> <td>変更の妥当性</td> <td>—</td> </tr> </table>	変更の妥当性	—						
変更の妥当性	—								
⑦使用の主体	使用部署 ※	総合政策部市町村課							
	使用者数	[10人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								

<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>①市町村長からの住民票の記載事項の変更又は新規作成の通知を受け(市町村CS→都道府県サーバ)、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する(都道府県サーバ→全国サーバ)。 ②自都道府県の他の執行機関又は他部署からの都道府県知事保存本人確認情報の照会要求を受け(自都道府県の他の執行機関又は他部署→都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の都道府県知事保存本人確認情報を照会元へ提供・移転する(都道府県サーバ→自都道府県の他の執行機関又は他部署)。 ③住民からの開示請求に基づき(住民→都道府県窓口→都道府県サーバ)、当該住民の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面により提供する(都道府県サーバ→帳票出力→住民)。 ④4情報の組合せをキーに機構へ機構保存本人確認情報の照会を行い(都道府県サーバ→全国サーバ)該当する個人の本人確認情報を受領する。(全国サーバ→都道府県サーバ) ⑤4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイル又は機構保存本人確認情報ファイル内の検索を行う。 ⑥都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し(市町村CS→都道府県サーバ)、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</p>
<p>情報の突合 ※</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと都道府県知事本人確認情報ファイル、住民票コードをもとに突合する。 ・自都道府県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づいて都道府県知事本人確認情報を提供・移転する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。 ・請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。 ・市町村CSとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>住基法第30条の15第1項第4号の規定に基づいて統計資料の作成を行う場合、情報の統計分析を行うことがある。 また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>該当なし。</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成27年6月1日</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務	
①委託内容	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約したことに伴い、都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数 [100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※ 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
その妥当性	都道府県知事保存本人確認情報ファイルが保存される都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="radio"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	栃木県情報公開条例に基づく開示請求	
⑥委託先名	地方公共団体情報システム機構(機構)	
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託を禁止しているが、やむを得ず再委託を実施する必要がある場合は、事前に書面により委託者の承諾を得ることとしている。
	⑨再委託事項	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。

委託事項2		住基ネットの運用保守に関する業務
①委託内容		県で設置するファイアウォール、代表端末及び業務端末等の機器について、運用保守業務を委託する。委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
	その妥当性	住基ネットの運用を安全かつ適切に実施するため、本県が設置する庁内ファイアウォール、代表端末、業務端末等の機器について運用保守を委託する。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (運用保守上必要がある場合は職員立会の上、代表端末又は業務端末により確認)
⑤委託先名の確認方法		栃木県情報公開条例に基づく開示請求
⑥委託先名		富士通株式会社 栃木支店
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託を禁止しているが、やむを得ず再委託を実施する必要がある場合は、事前に書面により委託者の承諾を得ることとしている。
	⑨再委託事項	本県が設置する庁内ファイアウォール、代表端末、業務端末等の機器に関する運用保守 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、再委託先においても、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (2) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (13) 件 [] 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	住基法第30条の7
②提供先における用途	都道府県知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	市町村長からの通知に基づいて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度、随時。
提供先2	区域内的の住民
①法令上の根拠	住基法第30条の32
②提供先における用途	都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されている自己の本人確認情報を確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	開示請求があった都度、随時

移転先1	経営管理部税務課、各県税事務所及び自動車税事務所(佐野支所を含む)	
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項及び別表5-4-2 番号法第9条第1項及び別表第1-16	
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるものにおける本人確認情報の利用	
③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [○] フラッシュメモリ [○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	移転先から要求があった都度、随時。	
移転先2	保健福祉部こども政策課、各児童相談所、各広域健康福祉センター	
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項及び別表5-8-2 番号法第9条第1項及び別表第1-7	
②移転先における用途	児童福祉法による同法第6条の4第1号の養育里親若しくは同条第2号の養子縁組里親の登録若しくは同条第3号の里親の認定、同法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第20条第1項の療育の給付、同法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費、同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第24条の20第1項の障害児入所医療費の支給、同法第33条の6第1項(同条第6項において準用する場合を含む。)の児童自立生活援助の実施又は同法第56条第1項の負担能力の認定若しくは同条第2項の費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものにおける本人確認情報の利用	
③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [○] フラッシュメモリ [○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	移転先から要求があった都度、随時。	

移転先3	県東・県南・県北健康福祉センター
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項及び別表5-8-3 番号法第9条第1項及び別表第1-9
②移転先における用途	児童福祉法による同法第22条第1項の助産施設における助産又は同法第23条第1項の母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるものにおける本人確認情報の利用
③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="radio"/>] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	移転先から要求があった都度、随時。
移転先4	保健福祉部こども政策課、県東・県南・県北健康福祉センター
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項及び別表5-9 番号法第9条第1項及び別表第1-37
②移転先における用途	児童扶養手当法による同法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにおける本人確認情報の利用
③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="radio"/>] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	移転先から要求があった都度、随時。

移転先5	保健福祉部こども政策課、各広域健康福祉センター	
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項及び別表5-9-3 番号法第9条第1項及び別表第1-43,44,45	
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項若しくは附則第3条第1項若しくは第6条第1項の資金の貸付け、同法第17条第1項、第31条の7第1項若しくは第33条第1項の便宜の供与又は同法第31条(同法第31条の10において準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるものにおける本人確認情報の利用	
③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [○] フラッシュメモリ [○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	移転先から要求があった都度、随時。	
移転先6	県東・県南・県北健康福祉センター	
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項及び別表5-9-4 番号法第9条第1項及び別表第1-15	
②移転先における用途	生活保護法による同法第19条第1項の保護の決定及び実施、同法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給若しくは同法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給、同法第63条の保護に要する費用の返還又は同法第77条第1項、第78条第1項から第3項まで若しくは第78条の2第1項若しくは第2項の徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものにおける本人確認情報の利用	
③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [○] フラッシュメモリ [○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	移転先から要求があった都度、随時。	

移転先7	障害者総合相談所
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項及び別表5-9-6 番号法第9条第1項及び別表第1-11
②移転先における用途	身体障害者福祉法による同法第15条第4項の身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるものにおける本人確認情報の利用
③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	移転先から要求があった都度、随時。
移転先8	精神保健福祉センター
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項及び別表5-9-7 番号法第9条第1項及び別表第1-14
②移転先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第27条第1項若しくは第2項の診察、同法第29条第1項若しくは第29条の2第1項の入院措置、同法第31条の費用の徴収、同法第38条の4の退院等の請求又は同法第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるものにおける本人確認情報の利用
③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	移転先から要求があった都度、随時。

移転先9	保健福祉部障害福祉課、各広域健康福祉センター	
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項及び別表5-10 番号法第9条第1項及び別表第1-46,47	
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第3条第1項の特別児童扶養手当、同法第17条の障害児福祉手当若しくは同法第26条の2の特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)による同法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるものにおける本人確認情報の利用	
③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [○] フラッシュメモリ [○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	移転先から要求があった都度、随時。	
移転先10	精神保健福祉センター	
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項及び別表5-10-2 番号法第9条第1項及び別表第1-84	
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による同法第6条の自立支援給付の支給又は同法第78条の地域生活支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるものにおける本人確認情報の利用	
③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [○] フラッシュメモリ [○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	移転先から要求があった都度、随時。	

移転先13	県東・県南・県北健康福祉センター
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項、住基条例第2条及び別表第1-3 番号法第9条第2項、番号条例第2条及び別表1-1
②移転先における用途	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給又は保護に要する費用の返還に関する事務であって規則で定めるものにおける本人確認情報の利用
③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	移転先から要求があった都度、随時。

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 ・県においては代表端末及び記録媒体を、施錠管理及び入退室管理を行っている部屋に保管し、業務端末を設置した執務室は職員が退庁する際は施錠する。
②保管期間	期間	<div style="text-align: center;"> <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない </div> [20年以上]
	その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住基法施行令第30条の6に定める期間(150年間)保管する。
③消去方法		都道府県サーバにおいて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータを自動判別し日次バッチ処理で消去する。
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

都道府県知事保存本人確認情報ファイル

1. 住民票コード
2. 漢字氏名
3. 外字数(氏名)
4. ふりがな氏名
5. 生年月日
6. 性別
7. 住所
8. 外字数(住所)
9. 個人番号
10. 異動事由
11. 異動年月日
12. 保存期間フラグ
13. 清音化かな氏名
14. 市町村コード
15. 大字・字コード
16. 操作者ID
17. 操作端末ID
18. タイムスタンプ
19. 通知を受けた年月日
20. 外字フラグ
21. 削除フラグ
22. 更新順番号
23. 氏名外字変更連番
24. 住所外字変更連番
25. 旧氏 漢字
26. 旧氏 外字数
27. 旧氏 ふりがな
28. 旧氏 外字変更連番

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおいて、本人確認情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際の住基法第30条の6第1項に基づく通知に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられる。そのため、市町村の住基法所管課職員を対象とした説明会・研修会等において、法令に基づき厳格かつ適切な本人確認・審査を行うよう周知している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	都道府県は、法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることが、システム上で担保されている。（都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおいて、本人確認情報の入手手段は、市町村CSからの住基法第30条の6第1項に基づく通知に限定される。）
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける本人確認情報の入手手段は、市町村CSからの住基法第30条の6第1項に基づく通知に限定される。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	本人確認情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際の住基法第30条の6第1項に基づく通知に限定され、制度上、対象者の本人確認は市町村に委ねられる。市町村では住民基本台帳に関する届出を受ける際は、住基法第27条の規定に基づき、窓口において対面で届出の任に当たっている者の身分証明書の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	制度上、個人番号は市町村長により指定され住民基本台帳に記録されること、また、申請時における本人確認は市町村が行うことから、個人番号の真正性の確認は市町村側において法令の規定に基づき実施する。（都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおいて個人番号の入手手段は、市町村CSからの住基法第30条の6第1項に基づく通知に限定される。）
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・市町村では本人確認情報の入力・削除・訂正を行う場合には、情報の入力・削除・訂正を行った者以外の者が内容の確認を行う等により情報の正確性を確保する。 ・都道府県は、区域内の市町村の住民基本台帳に誤記、記載漏れ等があることを把握したときは、遅滞なく、その旨を当該住民基本台帳を備える市町村に通報する。 ・都道府県サーバにおいて本人確認情報ファイルを更新する際は、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に、当該処理をエラーとする等のチェックをシステム上で行うほか、市町村が設置する既存住基システムと住基ネット（市町村CS、都道府県サーバ、全国サーバ）に登録されている本人確認情報が整合しているかどうかを整合性確認処理により確認する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・本人確認情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際の住基法第30条の6第1項に基づく通知に限定されており、市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。</p> <p>・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。</p> <p>・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを(※)用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。</p> <p>※都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや全国サーバとデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	宛名システムと都道府県サーバとの接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>都道府県知事保存本人確認情報ファイルへのアクセスは代表端末又は業務端末から行う。両端末の使用に当たっては以下のとおりユーザ認証を行う。</p> <p>・システム管理者(市町村課長。以下、同じ)はシステム操作者(市町村課職員及び住基法別表第5及び別表第6に定める事務の所管課(住基ネット利用課。以下同じ。)の職員のうちシステム管理者が認めた者。以下、同じ)に識別のための照合IDを付与する。</p> <p>・システム操作者は照合情報認証(静脈による生体認証)又は操作者照合暗証番号による操作者認証※を行う。</p> <p>・なりすましによる不正を防止するため、照合IDの共用を禁止する。</p> <p>※システム管理者が、照合情報認証に適さない身体状況などやむを得ない事情があると認めた場合又は操作者の管理を行う上で必要と認めた場合に限る。</p>

アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システム管理者は、システム操作者が業務を行う上で必要な限度で権限を付与する。 ・システム管理者は、ID管理簿及びシステムが提供する照会機能を使用して、操作者IDの付与が適切に実施されていることを確認することにより、アクセス権限を管理する。 ・システム管理者は、システムの操作履歴(業務アクセスログ・操作ログ。以下同じ。)を記録し、週に1度又は異常発生時に分析を行い、操作履歴確認記録簿に結果を記録する。(操作履歴は7年間保存する。) ・システム管理者は、照会ID及び操作者IDが適正に利用されているか検査することができる。 ・システム管理者は、人事異動により不要となった権限を失効する。 	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システム操作者は業務端末の使用に当たっては業務端末使用簿に利用日時、所属、氏名を記載する。 ・システム管理者はシステムの操作履歴を記録し、週に1度又は異常発生時に分析を行い、操作履歴確認記録簿に結果を記録する。 ・バックアップされた操作履歴は7年間、安全な場所に施錠保管する。 	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システム管理者は、操作履歴の確認により不正アクセスの徴候を発見した場合は、住民基本台帳ネットワーク緊急時対応計画に従って行動する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システム管理者は操作履歴を記録し保存する。 ・住基ネット利用課の長は、本人確認情報を利用するに当たってのマニュアルを作成し、業務上必要のない本人確認情報の検索又は抽出を行わないこと及び検索・抽出を行う場合は事前に検索・抽出に当たっての要件を明確にするよう、システム操作者に指導する。 ・システム管理者はシステム操作者に対し研修を実施し、事務外利用の禁止等について指導するとともに、必要に応じてヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システム上、権限を与えられた者以外、情報の複製はできない。 ・複製した情報を磁気ディスクに保存したときは、記録媒体管理台帳に記録し、当該磁気ディスクを更に複写する場合は複写元の備考欄に複写した旨を記載し、複写したディスクを記録媒体管理台帳に追記する。 ・システム管理者は操作履歴により不正なファイル複製の有無について把握する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>本人確認情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・システム操作者は本人確認情報が表示された画面のハードコピーを取らない。 ・本人確認情報を出力する場合は、帳票管理簿にその記録を残す。 		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・システム管理者は外部委託に当たってはあらかじめ委託を受けようとする者における情報の保護に関する管理体制について調査を行う。 ・システム管理者は委託先に栃木県個人情報取扱事務委託基準を遵守させるとともに、必要に応じセキュリティ対策の実施状況について調査する。 ・受託者に対し、業務の実施に必要な教育、啓発を業務従事者に行うよう、契約書により義務付けている。 	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務に従事する者には、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに直接アクセスする権限を付与しない。 ・操作履歴を確認し、不正な使用がないことを確認する。 	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書等に基づき、受託者から実施した業務について報告書の提出を受ける。 ・操作履歴を確認し、不正な使用がないことを確認する。 ・委託先(再委託先も含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできない。 	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	【内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・受託者に守秘義務を課す。 ・業務により知り得た個人情報の目的外利用及び第三者への提供を禁ずる。 【確認方法】 <ul style="list-style-type: none"> ・委託者は必要に応じて随時、受託者における個人情報の取扱いについて調査することができる。 ・操作履歴により不正な取扱いがないことを確認する。 	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	【内容】 ①集約センターには都道府県知事保存本人確認情報を専用線(集約ネットワーク)を通して提供する。 ②県が設置する機器の運用保守に関する委託においては、受託者に特定個人情報を提供せず、委託業務上本人確認情報を確認する必要がある場合は、権限を有する職員が端末を操作し確認させる。 【確認方法】 <ul style="list-style-type: none"> ・契約において委託者は必要に応じて随時、受託者における個人情報の取扱いについて調査することができる。 ・操作履歴により不正な取扱いがないことを確認する。 	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・受託者は契約による業務を処理するために委託者から引き渡され、又は自らが収集・作成した個人情報が記録された資料を、委託者が別に指示したときを除き、契約完了後、直ちに返還又は委託者の事前承諾を得て廃棄する。 ・受託者が廃棄する場合は、情報が判読できないよう物理的破壊、裁断、溶解し、適切に廃棄した旨の報告書の提出を求める。 ・保管期間(150年間)の過ぎたバックアップについては、システムにて自動判別し消去する。 	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	契約書において以下の項目について規定 ・秘密の保持 ・個人情報の保護 ・従業者の明確化、従業者に対する監督・教育 ・再委託の取扱い ・収集の制限 ・適正管理 ・目的外利用及び提供の禁止 ・複写又は持ち出しの禁止 ・資料等の返還又は廃棄 ・事故発生時における報告 ・実地調査、監督の実施
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・再委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない業務を対象としている。 ・委託契約書には、委託元が受託者に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を再委託先に求める規定を設けている。 ・受託者と再委託先が機密保持に関する契約を締結していることを確認する。 ・受託者は再委託先に、本件業務に従事する者に対して、必要な法規・遵守事項の教育を実施させる。 ・必要に応じて職員が現地調査し、適正に運用されているか確認する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
【都道府県サーバ】 ・再委託先の選定については、都道府県サーバ集約に伴う調達評価委員会が、入札の評価基準の作成に参加し、適切な再委託先となるよう監督している。	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事保存本人確認情報の提供・移転を行う際は、提供・移転記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年間保存する。 ・業務端末を使用し本人確認情報の照会を行うときは、業務端末使用簿に利用日時、照会者の所属、氏名等を記載するとともに、照会結果を印刷したときは帳票管理簿に出力した帳票の種類、枚数等を記載する。また、一括取得機能により都道府県知事保存本人確認情報を記録した電子媒体を作成したときは記録媒体管理台帳に記録する。 	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報の提供・移転は住基法、番号法の規定により制限される。 ・自都道府県の執行機関への提供・移転については、次の方法により実施する。 ①住基ネット利用課におけるシステム操作者が業務端末により業務に必要な本人確認情報を確認し、必要に応じて印刷又は電子媒体に保存する。 ②市町村課職員が住基ネット利用課の申請に基づき代表端末により業務に必要な本人確認情報を一括取得し、電子媒体で住基ネット利用課に提供する。 ・都道府県知事保存本人確認情報の開示請求があった場合は、市町村課職員が業務端末により当該請求に係る本人確認情報を検索し、該当する情報がある場合は本人確認情報確認書を作成し提供する。 <p>【確認方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報を印刷したときは帳票管理簿に、一括取得により電子媒体を作成したときは記録媒体管理台帳にそれぞれ記録する。また、開示請求があった場合は、申請書、手続に係る起案書等を保管する。 ・システム管理者は操作履歴を記録し、週に1度又は異常発生時に分析を行い、操作履歴確認記録簿に結果を記録する。(操作履歴は7年間保存する。) ・システム管理者は必要に応じて住基ネット利用課に対し内部監査を行い本人確認情報の管理状況を確認する。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村CS、都道府県サーバ、全国サーバ間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先へ情報は提供されないことがシステム上担保される。 ・業務端末、代表端末の利用に当たっては、照合情報認証、操作者IDによりアクセス制限を行うほか、操作履歴を記録し、週に1度又は異常発生時に分析を行い、操作履歴記録簿に結果を記録する。 ・都道府県知事保存本人確認情報の開示請求があった場合は、住基法、住民基本台帳事務処理要領のほか、本人確認情報開示等事務取扱要領に基づき事務を処理する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 ・都道府県知事保存本人確認情報の開示請求があった場合は、当該情報の検索を行った職員と別の職員が当該情報と申請書との突合を行う。 <p>【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村CS、都道府県サーバ、全国サーバ間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先へ情報は提供されないことがシステム上担保される。 ・業務端末のシステム操作者について、照合ID及び操作者IDによる確認を行うとともに、操作履歴を残す。 ・都道府県知事保存本人確認情報の開示請求については、請求者に対し住基カード、運転免許証等により本人確認を行う。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	-	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県サーバの集約センターにおいては、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・代表端末及び記録媒体の保管場所は、生体認証等による入退室管理を行い、あらかじめ利用登録した者又は利用登録者と同伴し、入退室管理簿に所属・氏名を記録した者のみが入室できる。 ・業務端末は執務室の奥に設置し、ディスプレイに表示される本人確認情報が来庁者から見えない位置に設置する。また、ワイヤーロックにより所定の場所から移動できないようにするとともに、業務端末を設置した執務室は職員が退庁する際は施錠する。 ・磁気ディスクを廃棄するときは、記録された情報が読み出せないよう物理的破壊又は専用ソフトによるデータ消去を行う。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・OSのセキュリティホールに対するセキュリティ更新プログラム、住基ネット業務アプリケーションの修正プログラム及びウイルス対策ソフトのパターンファイルを、配信された都度更新する。 セキュリティ更新プログラム等は機構においてシステム開発環境におけるテストの実施、擬似的な本番環境での動作確認、団体と同様の環境での動作確認を経て、適用して問題がないことの確認を十分に行った上で配付される。 なお、万一更新したことによる障害が発生した際には、住民基本台帳ネットワーク緊急時対応計画書に従い、障害による影響を最小限にするために対応する。 ・都道府県サーバの集約センター及び庁内ネットワークにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後も住基法施行令第30条の6に定める期間(150年間)保管する。
	その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	市町村において住民基本台帳に関する届出等により本人確認情報の変更があった場合には住基ネットを通して都道府県サーバ内の都道府県知事保存本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。 また、市町村CSとの整合処理を定期的実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報は住基法施行令第30条の6に定める保存期間を経過した後に系統的に消去する。 ・磁気ディスク(代表端末及び業務端末の内蔵磁気ディスクを含む)の廃棄時は、専用ソフトを使用したデータ消去又は物理的破壊など情報を復元できないよう措置し、記録媒体管理台帳にその記録を残す。また、廃棄を外部委託する際は委託業者廃棄証明書を提出させる。 ・帳票は、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、帳票の記載内容が判読できないよう、裁断・溶解等により処理を行い、帳票管理簿等にその記録を残す。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法		<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポリシーに基づき、年1回、情報セキュリティ対策自己点検を実施する。 ・個人情報等の取扱いに関する規程に基づき、年1回、個人情報等の適正な取扱いに関する自己点検を実施する。 ・評価書の記載内容について、職員が運用状況を確認し、点検結果を踏まえ運用の問題点を改善する。
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容		自己点検の結果に基づき、評価書について以下の観点により内部監査を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 監査結果を踏まえ、体制や規定を改善する。
2. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法		<住民基本台帳ネットワークシステム関係> ・システム操作者に対して、年に1回、住基ネットの利用について必要な知識の習得及びセキュリティに関する意識の高揚に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 <情報セキュリティ・個人情報関係(全体)> ・新規採用時に情報セキュリティに関する研修を実施している。 ・特定個人情報の適正な取扱いに関する年間の研修計画を策定し、事務取扱担当者、保護責任者等を対象とした研修を実施している(講義形式、演習形式、eラーニング等)。 ・未受講者に対しては、別途研修を企画し、受講の機会を確保している。
3. その他のリスク対策		
<特定個人情報の取扱いについての検証・見直し> ・自己点検・監査の結果を基に、特定個人情報を取り扱う上で適切なリスク対策が講じられているか検証する。 ・検証の結果、状況の変化等により評価書の内容や特定個人情報の取扱いについて変更する必要がある場合には、特定個人情報保護評価の再実施又は評価書の修正を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて見直しを行い、取扱事務の運用に反映させる。 <特定個人情報の漏えい事案が発生した場合の対応(全体)> ・インシデント対応所属が、流出した情報の回収、情報の流出経路の特定、原因究明及び原因への対応等を行う。 ・行政改革ICT推進課が、個人情報保護委員会への報告を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒320-8501栃木県宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁舎本館8階 栃木県総合政策部市町村課 管理担当 (028-623-2113)
②請求方法	来庁、郵送、電子申請のいずれかの方法による請求
特記事項	県ホームページに様式・記載例等を掲載
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 【手数料額】 保有個人情報を出力した用紙1枚(面)につき10円 (手数料額、納付方法: (※郵送により交付を受ける場合は、上記費用と併せて郵送料)) 【納付方法】 窓口での現金納付又は郵送による現金納付
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	住民基本台帳ネットワークシステムに関する事務
公表場所	〒320-8501栃木県宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁舎本館2階 栃木県民プラザ
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	栃木県総合政策部市町村課管理担当 (028-623-2113)
②対応方法	問合せの内容について受付票を作成し、対応について記録する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年3月26日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	栃木県パブリック・コメント制度実施要綱に基づき実施
②実施日・期間	令和元(2019)年10月16日(水)～令和元(2019)年11月15日(金)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	操作履歴の確認頻度、電子記録媒体の管理方法等について。
⑤評価書への反映	本評価書の見直しの参考とした。
3. 第三者点検	
①実施日	令和元(2019)年12月5日 実施機関から諮問書を提出 令和元(2019)年12月23日(第29回審査会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 令和2(2020)年1月29日(個別点検) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 令和2(2020)年2月19日(第31回審査会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 令和2(2020)年2月28日 答申
②方法	栃木県行政不服審査会における審議(第三者点検) 第三者点検は栃木県行政不服審査会委員に臨時委員(情報セキュリティ精通者)を加えて実施
③結果	第三者点検の結果、「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、平成27(2015)年度の評価以降の変更箇所を含め、現時点における再評価を行った結果、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響等を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じている」旨答申された。 なお、特定個人情報ファイルの取扱いに係る適正な運用が図られるよう次のとおり意見があった。 1 評価書の中で、リスク対策については十分な対策を講じている旨の評価をしているが、当該評価書に記載されたリスク対策を確実に実行するとともに、今後も十分性を維持し、更に向上していくよう、継続的なリスク対策の検討と実施に努めること。 2 情報の発生、利用時だけでなく、情報利用終了後のデータ移行、削除等に係るリスクアセスメントについて、継続して検討を行うこと。 3 委託先に対する実地調査や監督指導について着実に実施するとともに、再委託先についても適切な管理監督に努めること。 4 ログ確認等の頻度に係る妥当性について継続した検討に努めるとともに、今後の方向性としてリスク発生の予兆検知についても検討を行うこと。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	次長兼市町村課長 矢野 哲也	次長兼市町村課長 江崎 牧身	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年6月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	移転を行っている (31)件	移転を行っている (32)件	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年6月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3 ①法令上の根拠	・番号法9条第1項及び番号法別表第1-89	・番号法9条第1項及び番号法別表第1-99	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年6月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3 ②移転先における用途	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規程によりなおその効力を有するものとされた同法第9条規程による廃止前の地方法人特別税等関する暫定措置法(平成20年法律第25号)第3章(第22条の表国税収納金整理資金に関する法律(昭和29年法律第36号)の項を除く。)の地方法人特別税の賦課徴収又は・・・	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規程によりなおその効力を有するものとされた同法第9条規程による廃止前の地方法人特別税等関する暫定措置法(平成20年法律第25号)第3章(第22条の表国税収納金整理資金に関する法律(昭和29年法律第36号)の項を除く。)の地方法人特別税の賦課徴収又は・・・	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年6月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先11 ②移転先における用途	児童福祉法による同法第6条の4第1項の里親の認定若しくは同法第2項の養育里親の登録、.....同法第33条の6第1項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第56条第1項の負担能力の認定若しくは同法第2項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるものにおける本人確認情報の利用	児童福祉法による同法第6条の4第1項の養育里親若しくは同法第2項の養子縁組里親の登録若しくは同法第33条の6第1項(同法第6項において準用する場合を含む。)の児童自立生活援助の実施又は同法第56条第1項の負担能力の認定若しくは同法第2項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるものにおける本人確認情報の利用	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年6月9日	III 特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	平成24年12月25日、県が委託により実施したイベントの開催案内を、受託者が誤って送付先全員の氏名とメールアドレスが表示される状態で計797名に電子メールにて送信したことが判明した。誤送信の事実判明後、該当者へ謝罪し併せて誤送信したメールの削除を依頼した。	平成29年1月20日、私立高等学校1校の高等学校等就学支援金に係るファイルを、県内の県立高等学校25校にメールによる誤送信したことが判明した。事実判明後、情報漏えいした私立高等学校の生徒及び家族に対し謝罪するとともに、誤送信した各学校へデータ及びメールの削除を依頼し、全ての学校で削除した。	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨ 過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	再発防止のため、受託者に対してテスト配信の徹底と情報セキュリティ対策の強化を指導した。	・就学支援金に係る業務の見直し及び確認を行うは、個人情報に含まれるデータの提供についてのみメールを活用することとした。 ・メール送信時におけるチェック体制の徹底を図った。 ・個人情報の取扱いの重要性等について、職員への指導を徹底した。	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年6月9日	V 開示請求、問い合わせ 1. 特定個人情報の開示請求 訂正・利用停止請求 ② 請求方法 特記事項	県ホームページに様式・記載例を掲載予定	県ホームページに様式・記載例を掲載	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年6月9日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ② 方法	栃木県個人情報保護審議会における審議(第三者点検) 第三者点検は栃木県個人情報保護審議会委員5名に臨時委員2名(情報セキュリティ精通者)を加えて実施	栃木県行政不服審査会における審議(第三者点検) 第三者点検は栃木県行政不服審査会委員に臨時委員(情報セキュリティ精通者)を加えて実施	事後	評価書の見直しに係る修正
平成30年5月21日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	次長兼市町村課長 江崎 牧身	次長兼課長	事後	評価書様式の変更に係る修正
平成30年6月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ① 法令上の根拠	栃木県教育委員会事務局健康福利課	栃木県教育委員会事務局学校安全課	事後	評価書の見直しに係る修正
平成30年6月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先14	・番号法9条第1項及び番号法別表第1-99	・番号法9条第1項及び番号法別表第1-89	事後	評価書の見直しに係る修正
平成30年6月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先14	経営管理部職員総務課	経営管理部職員厚生課	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 要 5. 特定個人情報提供・移転(委託を伴うものを除く。)提供先4 Ⅲ 特定個人情報ファイルの概要 要 5. 特定個人情報提供・移転(委託を伴うものを除く。)提供先7 ① 法令上の根拠 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 要 5. 特定個人情報提供・移転(委託を伴うものを除く。)提供先10 ① 法令上の根拠 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 要 5. 特定個人情報提供・移転(委託を伴うものを除く。)提供先11 Ⅲ 特定個人情報ファイルの概要 要 5. 特定個人情報提供・移転(委託を伴うものを除く。)提供先14	栃木県教育委員会事務局学校教育課 ・番号法9条第1項及び番号法別表第1-98	栃木県教育委員会事務局高校教育課 ・番号法9条第1項及び番号法別表第1-97	事後 事後	評価書の見直しに係る修正 評価書の見直しに係る修正
令和1年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 要 5. 特定個人情報提供・移転(委託を伴うものを除く。)提供先10 ① 法令上の根拠 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 要 5. 特定個人情報提供・移転(委託を伴うものを除く。)提供先11 Ⅲ 特定個人情報ファイルの概要 要 5. 特定個人情報提供・移転(委託を伴うものを除く。)提供先14	雇用対策法による同法第18条の・・・	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による同法第18条の・・・	事後	評価書の見直しに係る修正
令和1年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 要 5. 特定個人情報提供・移転(委託を伴うものを除く。)提供先11 Ⅲ 特定個人情報ファイルの概要 要 5. 特定個人情報提供・移転(委託を伴うものを除く。)提供先14	保健福祉部子ども政策課 保健福祉部障害福祉課	保健福祉部健康増進課 保健福祉部障害福祉課 保健福祉部子ども政策課	事後	評価書の見直しに係る修正
令和1年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 要 5. 特定個人情報提供・移転(委託を伴うものを除く。)提供先11 Ⅲ 特定個人情報ファイルの概要 要 5. 特定個人情報提供・移転(委託を伴うものを除く。)提供先14	～、同法第20条第1項の療育の給付、同法第22条の2第1項の障害児入所給付費、・・・	～、同法第20条第1項の療育の給付、同法第24条の2第1項の障害児入所給付費、・・・	事後	評価書の見直しに係る修正
令和1年6月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 要 5. 特定個人情報提供・移転(委託を伴うものを除く。)提供先14	経営管理部職員厚生課 会計局会計管理課	経営管理部人事課	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	② 都道府県の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供に関する事務	② 自都道府県の他の執行機関又は他部署への都道府県知事保存本人確認情報の提供・移転に関する事務	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ② システムの機能	② 都道府県の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供 都道府県の執行機関による住基法に基づく・・・、照会元に提供する。	② 自都道府県の他の執行機関又は他部署への都道府県知事保存本人確認情報の提供・移転 自都道府県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく・・・、照会元に提供・移転する。	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月26日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ① 事務実施上の必要性	② 都道府県の執行機関による住基法に基づく…、当該情報を提供する。 ① 住基法※ ・第7条～第30条の15 略 ・第30条の32～第30条の35 略 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)附則第3号施行日時点	② 自都道府県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく…、当該情報を提供・移転する。 ○住基法※ ・第7条～第30条の15 略 ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32～第30条の35 略	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	I 基本情報 5. 法令上の根拠 (別添1) 事務の内容 (備考)	2. 都道府県の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供 2-① 都道府県の執行機関において、…。 2-② ～において、照会元に対し、…提供する。	2. 自都道府県の他の執行機関又は他部署への都道府県知事保存本人確認情報の提供・移転 2-① 自都道府県の他の執行機関又は他部署において、…。 2-② ～において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、…提供・移転する。 ※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索を行う。 ※自都道府県の他の執行機関又は他部署に対し、住基ネットに係る本人確認情報を一括して提供する場合一括提供の方式(注1)により行う場合には、自都道府県の他の執行機関又は他部署において、都道府県サーバの代表端末又は業務端末を操作し、媒体連携(注2)により行う。 (注1) 自都道府県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。 (注2) 一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	(別添1) 事務の内容 (備考)	3. 都道府県知事保存本人確認情報の開示に関する事務 3-① 住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。	3. 都道府県知事保存本人確認情報の開示に関する事務 3-① 住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月26日	(別添1)事務の内容 (備考)	5. 本人確認情報の検索に関する事務 5-①基本4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。 ※検索対象者が都道府県の場合は全国サーバに対して検索を行う。	5. 本人確認情報の検索に関する事務 5-①基本4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	②都道府県の執行機関からの…(都道府県の執行機関→都道府県サーバ)、…照会元へ提供する(都道府県サーバ→都道府県の執行機関)。	②自都道府県以外の執行機関又は他部署からの…(自都道府県以外の執行機関又は他部署→都道府県サーバ)、…照会元へ提供・移転する(都道府県サーバ→自都道府県以外の執行機関又は他部署)。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	・略 ・略 ・都道府県の執行機関等からの照会に基づいて都道府県知事本人確認情報を提供する場合に、…。	・略 ・略 ・自都道府県以外の執行機関又は他部署からの照会に基づいて都道府県知事本人確認情報を提供・移転する際に、…。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法	書面による承諾	原則として再委託を禁止しているが、やむを得ず再委託を実施する必要がある場合は、事前に書面により委託者の承諾を得ることとしている。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	提供を行っている(6)件 移転を行っている(32)件	提供を行っている(2)件 移転を行っている(13)件	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ⑦時期・頻度	提供先から要求があった都度、随時。	市町村長からの通知に基づいて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度、随時。	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2～6	提供先2～4 各執行機関 提供先5 知事以外の県の執行機関 提供先6 区域内の住民	提供先2～5 削除 提供先6 整理番号の繰上げ	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1～32	移転先1～32	移転先1、3～10、14、17、22～24、26～32 削除 移転先2、11～13、15、16、18～21、25 整理番号の繰上げ・追加	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1～11 ③ 提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ② 保管機関 その妥当性	・略 ・～住基法施行令第30条の6に定める期間保管する。	・略 ・～住基法施行令第30条の6に定める期間(150年間)保管する。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. ～24. 略	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. ～24. 略 25. 旧氏 漢字 26. 旧氏 外字数 27. 旧氏 ふりがな 28. 旧氏 外字変更連番	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いはプロセセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が入り、紛失するリスク リスクに対する措置の内容	・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いるほか、情報の暗号化、操作者の認証を行う等の措置を講じる。 ・略	・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ・略	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いはプロセセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・略 ・略 ・略 ・略	・略 ・略 ・略 ・システム管理者は、人事異動により不要となった権限を失効する。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いはプロセセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報の委託 特定個人情報の閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	・システム管理者は受託者に業務従事者の名簿を提出させる等により、委託業務に従事する者を把握する。	削除	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いはプロセセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いはプロセセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報の委託 特定個人情報の閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	・略 ・略	・略 ・略 ・委託先(再委託先も含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできない。	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・～を除き、直ちに…。 ・略	・～を除き、契約完了後、直ちに…。 ・略 ・保管期間(150年間)の過ぎたバックアップについては、システムにて自動判別し消去する。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	契約書において以下項目について規定 ・秘密の保持 ・個人情報の保護 ・再委託の取扱い ・収集の制限 ・適正管理 ・目的外利用及び提供の禁止 ・複写又は持ち出しの禁止 ・資料等の返還又は廃棄 ・従事者への周知 ・事故発生時における報告	契約書において以下項目について規定 ・秘密の保持 ・個人情報の保護 ・従業者の明確化、従業者に対する監督・教育 ・再委託の取扱い ・収集の制限 ・適正管理 ・目的外利用及び提供の禁止 ・複写又は持ち出しの禁止 ・資料等の返還又は廃棄 ・事故発生時における報告 ・実地調査、監督の実施	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的方法	・略 ・受託者は再委託先に、本件業務に従事する者に対して、必要な法規・遵守事項の教育を実施させ、委託者に報告する。 ・略	・再委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない業務を対象としている。 ・委託契約書には、委託元が受託者に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を再委託先に求める規定を設けている。 ・略 ・受託者は再委託先に、本件業務に従事する者に対して、必要な法規・遵守事項の教育を実施させる。 ・略	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	【都道府県サーバ】 ・再委託先の選定については、都道府県サーバ集約に伴う調達評価委員会が、入札の評価基準の作成に参加し、適切な再委託先となるよう監督している。	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークを通じて提供を除く。)リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 具体的な方法	・都道府県知事保存本人確認情報の提供を行う際は、提供記録(提供日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年間保存する。 ・略	・都道府県知事保存本人確認情報の提供・移転を行う際は、提供記録(提供日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年間保存する。 ・略	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークを通じて提供を除く。)リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・～認証できない相手先へ情報は移転されな い…。 ・略 ・略	・～認証できない相手先へ情報は提供されな い…。 ・略 ・略	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークを通じて提供を除く。)リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまいうり リスクに対する措置の内容	【誤った情報を提供・移転してしまいうり リスクへの 措置】 ・～適切に提供することを担保する。 ・略 【誤った相手に提供・移転してしまいうり リスクへの 措置】 ・～認証できない相手先へ情報は移転されな い ことが…。 ・略 ・略	【誤った情報を提供・移転してしまいうり リスクへの 措置】 ・～適切に提供・移転することを担保する。 ・略 【誤った相手に提供・移転してしまいうり リスクへの 措置】 ・～認証できない相手先へ情報は提供されな い ことが…。 ・略 ・略	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 7. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	・略 ・略 ・～。また、業務端末を設置した執務室は職員 が退庁する際は施錠する。	・略 ・略 ・～。また、ワイヤローックにより所定の場所か ら移動できないようにするとともに、業務端末を 設置した執務室は職員が退庁する際は施錠す る。	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩ 死者の個人番号 具体的な保管方法	～死亡による消除後も住基法施行令第30条の6に定める期間保管する。	～死亡による消除後も住基法施行令第30条の6に定める期間(150年間)保管する。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ① 自己点検	評価書の記載内容について、職員が運用状況を確認し、点検結果を踏まえ運用の問題点を改善する。	・情報セキュリティポリシーに基づき、年1回、情報セキュリティ対策自己点検を実施する。 ・個人情報等の取扱いに関する規程に基づき、年1回、個人情報等の適正な取扱いに関する自己点検を実施する。 ・評価書の記載内容について、職員が運用状況を確認し、点検結果を踏まえ運用の問題点を改善する。	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月26日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する普及・啓発	・システム操作者に対して、年に1回、住基ネットの利用について必要な知識の習得及びセキュリティに関する意識の高揚に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。	＜住民基本台帳ネットワークシステム関係＞ ・システム操作者に対して、年に1回、住基ネットの利用について必要な知識の習得及びセキュリティに関する意識の高揚に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ＜情報セキュリティ・個人情報関係(全体)＞ ・新規採用時に情報セキュリティに関する研修を実施している。 ・特定個人情報の適正な取扱いに関する年間の研修計画を策定し、事務取扱担当者、保護責任者等を対象とした研修を実施している(講義形式、演習形式、eラーニング等)。 ・未受講者に対しては、別途研修を企画し、受講の機会を確保している。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	自己点検・監査の結果を基に、特定個人情報を取り扱う上で適切なリスク対策が講じられているか検証する。 検証の結果、状況の変化等により評価書の内容や特定個人情報の取扱いについて変更する必要がある場合には、特定個人情報保護評価の再実施又は評価書の修正を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて見直しを行い、取扱事務の運用に反映させる。	＜特定個人情報の取扱いについての検証・見直し＞ ・自己点検・監査の結果を基に、特定個人情報を取り扱う上で適切なリスク対策が講じられているか検証する。 ・検証の結果、状況の変化等により評価書の内容や特定個人情報の取扱いについて変更する必要がある場合には、特定個人情報保護評価の再実施又は評価書の修正を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて見直しを行い、取扱事務の運用に反映させる。 ＜特定個人情報の漏えい事案が発生した場合の対応(全体)＞ ・インシデント対応所属が、流出した情報の回収、情報の流出経路の特定、原因究明及び原因への対応等を行う。 ・行政改革推進室が、個人情報保護委員会への報告を行う。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ① 実施日	平成26年9月30日	令和2年3月26日	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月26日	VI評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見聴取 ②実施日・期間	平成26年10月7日(火)～平成26年11月6日(木)	令和元(2019)年10月16日(水)～令和元(2019)年11月15日(金)	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	VI評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見聴取 ④主な意見の内容	意見なし	操作履歴の確認頻度、電子記録媒体の管理方法等について。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	VI評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見聴取 ⑤評価書への反映	—	本評価書の見直しの参考とした。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年3月26日	VI評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成26年11月18日 実施機関から諮問書を受理 平成26年12月10日(第48回審議会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 平成27年 2月24日(第49回審議会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 平成27年 3月24日(第50回審議会) 審議 平成27年 4月15日 答申	令和元(2019)年12月5日 実施機関から諮問書を提出 令和元(2019)年12月23日(第29回審査会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 令和2(2020)年1月29日(個別点検) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 令和2(2020)年2月19日(第31回審査会) 実施機関からの説明及び質疑応答・審議 令和2(2020)年2月28日 答申	事後	評価書の見直しに係る修正

变更日期	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月26日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ③ 結果	<p>第三者点検の結果、「現時点における住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響等を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。」旨答申された。</p> <p>なお、特定個人情報ファイルの取扱いに係る適正な運用が図られるよう次のとおり意見があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務全項目評価書(案)」の記載の中で、十分な対策を講じている旨の評価をしているが、その十分性を継続し、向上していく必要があること、その継続的な検討に努めること。 2 リスク対策の十分性を継続し、向上していくには、そのためのリスクマネジメントを確実に実行していく必要があることから、個人情報の保護及び情報セキュリティに関する情勢の変化に応じ、リスクマネジメントの手法等に係る必要な見直しを適宜行うこと。 	<p>第三者点検の結果、「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、平成27(2015)年度の評価以降の変更箇所を含め、現時点における再評価を行った結果、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響等を予測した上で、特定個人情報ファイルの漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じている」旨答申された。</p> <p>なお、特定個人情報ファイルの取扱いに係る適正な運用が図られるよう次のとおり意見があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 評価書の中で、リスク対策については十分な対策を講じている旨の評価をしているが、当該評価書に記載されたリスク対策を確実に実行するとともに、今後も十分性を維持し、更に向上していくよう、継続的なリスク対策の検討と実施に努めること。 2 情報の発生、利用時だけでなく、情報利用終了後のデータ移行、削除等に係るリスクアセスメントについて、継続して検討を行うこと。 3 委託先に対する実地調査や監督指導について着実に実施するとともに、再委託先についても適切な管理監督に努めること。 4 ログ確認等の頻度に係る妥当性について継続した検討に努めるとともに、今後の方向性とリスク発生の予兆検知についても検討を行うこと。 	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年5月25日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<p>＜特定個人情報の漏えい事案が発生した場合の対応(全体)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・略 ・行政改革推進室が、個人情報保護委員会への報告を行う。 	<p>＜特定個人情報の漏えい事案が発生した場合の対応(全体)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・略 ・行政改革ICT推進課が、個人情報保護委員会への報告を行う。 	事後	評価書の見直しに係る修正